

講習科目の範囲及び時間

高所作業車運転技能講習

	講習科目	範囲	講習時間
学 科	作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	高所作業車（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第20条第15号の高所作業車をいう。以下同じ。）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	5時間
	原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3時間
	運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2時間
	関係法令	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間
実 技	作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	6時間